

**河内長野市第6次総合計画及び河内長野市
第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針**

令和6年1月

1. はじめに

総合計画はまちづくり全般の基本的な指針、まち・ひと・しごと創生総合戦略は人口減少に特化した取組方針として、いずれも分野横断的な計画である。

そのため、これら2つの計画を一体的に策定することで、策定作業の効率化だけでなく、目指す方向性の整合や効果的な施策展開を図り、一貫性のある行政運営を推進し、魅力あるまちづくりにつなげることとする。

2. 第6次総合計画

(1) 計画策定の趣旨

本市では、昭和50年前後を中心に開発団地が数多く整備され、同世代人口の転入による急激な人口増加を経験したが、現在では、こども世代の世帯分離による人口減少と親世代の高齢化が、本市における人口減少・少子高齢化が急激に進む要因の一つにもなっている。

一方で、これらの開発団地では、世帯分離がほぼ終了し、人口減少（死亡）に伴って発生する空き家に、若者世帯の入居がうかがえ、令和3年度及び4年度には0～1歳児が人口増加に転じている。これらの新たな動きは、今後の本市における非常に重要なターニングポイントとなることが推測される。

河内長野市第5次総合計画（以下「現行計画」とする）の計画期間が令和7年度に満了することから、このターニングポイントを好機と捉えて存分に活用し、持続可能なまちづくりを進めるための指針として、新たに河内長野市第6次総合計画（以下「新計画」とする）を策定する。

(2) 計画策定の視点

① ターニングポイントを起点に市が主体的にまちづくりを進める計画

市は、今後起こりうる社会の新たな動きを的確に捉え、まちづくりを推進する必要がある。特に、地域ごとの課題が多様化する一方で、地域活動の担い手不足が年々進行していることから、住民主体の活動を中心としつつ、個別の課題に応じた行政の細かなサポートが求められている。

これらに加え、ターニングポイントとなる変化をしっかりと捉え、行政が責任を持ってまちづくりを推進するため、市民の意見も取り入れつつ、市が主体となって計画を策定する。

② 地域ブランディングと一体的に進める計画

新計画の推進により、本市で推進する「河内長野市ブランディング事業」がめざす「誇れるまち」「暮らしたくなるまち」「訪れたくなるまち」が実現されるよう、統一的に施策を推進する計画を策定する。

③ 次代を担う職員が参画する計画

将来を展望したまちづくりを推進するため、特にターニングポイントを経た次の時代のまちづくりを担う中堅職員がしっかりと策定過程に関わる体制を構築するとともに、若手職員を含めた幅広い世代の職員が参画した計画を策定する。

④ 密度の高い議論に基づいた計画

新計画の策定過程で設置する各種会議体では、各参加者の意見が十分に表明・共有されるよう、適正な規模の定員を設定し、密度の高い議論に基づいた計画を策定する。

(3) 計画の構成及び期間

① 計画の構成

新計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つの計画で構成する。

「基本構想」は、市民・関係団体・事業者・行政などすべての主体が共有する本市の将来都市像を描くとともに、それを実現するためのまちづくりの指針となるものである。

「基本計画」は、基本構想を実現するための手段・方法として、まちづくりの分野ごとに施策の体系を示すものである。10年間の施策ごとの方向性を明らかにするとともに、社会経済情勢や財政状況の変化などに対応するため、取り組んでいく施策の内容については5年で見直しを行う。

「実施計画」は、3年を1期として策定し、社会情勢の変化などに対応するため1年ごとに見直しを行う。

② 計画の期間

各計画の期間は、基本構想が10年（令和8～17年度）、基本計画が前期・後期それぞれ5年（前期：令和8～12年度、後期：令和13～17年度）、実施計画が3年（第1期：令和8～10年）とする。

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
実施計画									
実施計画									
実施計画								

3. 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 戦略策定の趣旨

人口減少や東京圏への人口一極集中に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、地方の活性化を目指す「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨を踏まえ、本市の人口減少を克服し、将来にわたり活力ある地域社会を実現していくため、平成28年に河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、計画的に施策の展開を図ってきた。

現行の河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期戦略」とする）の計画期間が令和7年度に満了することから、これまでの地方創生の取り組みの成果や課題を調査・分析し、新たに河内長野市第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第3期戦略」とする）を策定する。

また、本市における人口の現状と将来展望を示した「人口ビジョン」を踏まえて策定する。なお、「人口ビジョン」は、国が令和6年半ばまでに示すとしている人口動態分析や将来人口推計についての基礎データ等に加えて、第6次総合計画に基づく人口推計を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

(2) 戦略策定の視点

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略及び第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、新計画と整合を図る。

なお、国の総合戦略を踏まえ、地域の社会課題解決や魅力向上を図るため、デジタルの力を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という4つの取り組みを一体的に推進するための計画を策定する。

(3) 計画の期間

計画の期間は、5年（令和8～12年度）とする。

4. 策定体制

(1) 庁内体制

① 総合計画等策定委員会及びまち・ひと・しごと創生策定委員会

副市長を会長とし、教育長及び部長級の職員を委員として構成する。

策定委員会は、策定部会（専門部会）及び作業部会（専門ワーキング部会）において作成された基本構想素案、基本計画素案及び第3期戦略素案（以下「基本構想等素案」という）を審議し、基本構想等素案の最終決定機関とする。

- 1) 基本構想等素案の策定に関すること
- 2) その他策定について必要な事項の決定に関すること

② 策定部会（専門部会）

策定部会は、部会長及び部会員で組織し、副理事級、課長級の職員で構成する。策定部会に作業部会を置く。策定部会は、作業部会を指揮し基本構想等素案の作成を行う。

- 1) 基本構想等素案の作成に関すること
- 2) その他素案の作成に関すること

③ 作業部会（専門ワーキング部会）

作業部会は、関係課の課長補佐級以下の職員によって構成する。作業部会は、策定部会の指示に基づき、基本構想等素案の作成作業等を行う。

- 1) 基本構想等素案の作成作業に関すること
- 2) その他素案資料の作成に関すること

(2) 職員参画

計画策定にあたっては、幅広い職員の参加を図り、職員の専門知識と創意工夫を計画に生かすとともに、横断的な施策展開が図れる計画とする。

- 1) 職員研修の実施
- 2) 職員アンケートの実施
- 3) 策定委員会・策定部会・作業部会等、計画策定への幅広い職員参加

(3) 市民参画

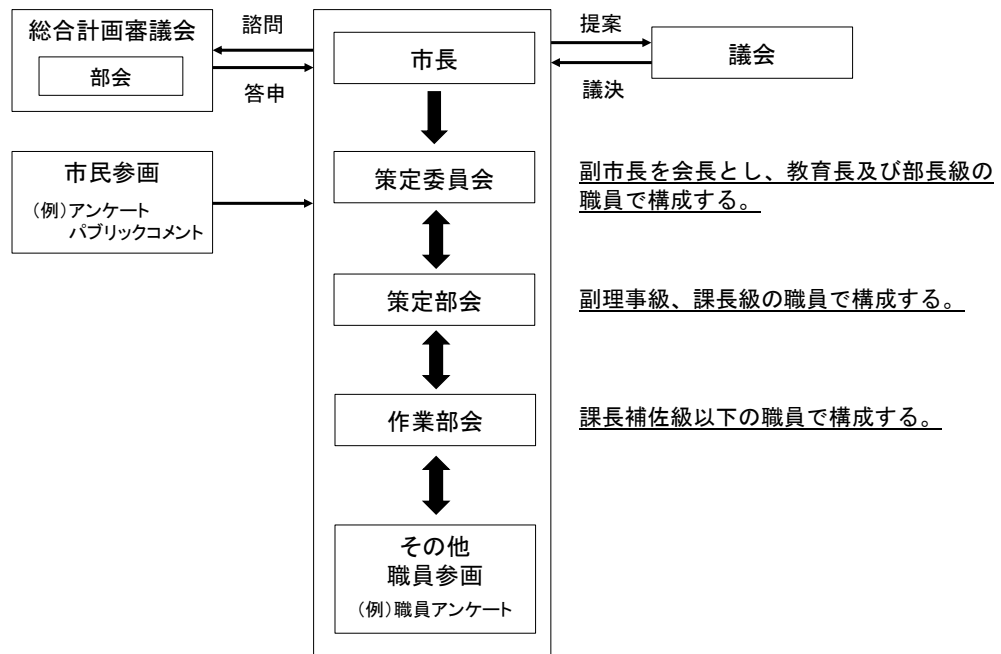
計画策定にあたっては、各年代層の市民、各団体等に働きかけ、十分な市民参加を図る。

- 1) 公募市民委員の起用（総合計画審議会）
- 2) 市民の意見聴取（ワークショップ・アンケートなど）の実施
- 3) こどもの意見聴取（ワークショップ・アンケートなど）の実施
- 4) パブリックコメントの実施

(4) 総合計画審議会の設置

河内長野市総合計画審議会条例に基づき総合計画審議会を開催する。

【策定体制イメージ図】



5. 策定スケジュール（案）

新計画・第3期戦略は、令和6～7年度の2か年度をかけて策定する。

現時点では、以下のようなスケジュールを予定している。

- ・令和7年1月 全員協議会（基本構想パブリックコメント案）
- ・令和7年3月 市議会定例会（基本構想案）
- ・令和7年8月 全員協議会（基本計画パブリックコメント案）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和6年度	基礎調査												★議決 基本構想(案)
				市民参画									
		第5次総計総括		職員アンケート									
				計画全体構成検討			基本構想(骨子・素案)検討						
										基本構想パブコメ			
									基本計画・次期戦略(骨子)検討				
	庁内会議												
	総合計画審議会												
令和7年度	基本計画・次期戦略(素案)作成												
				進行管理手法検討									
					全員協議会								
						基本計画パブコメ	基本計画(案)						
											計画書デザイン・印刷データ制作		
	庁内会議												